耐震学習会を実施しました(有松学区)

昨年11月30日に、有松町並み保存地区にお住まいの方を対象に、住宅の耐震対策の学習会が開催されました(有松学区主催)。

学習会では、有松の町家の耐震改修を行った実績を持つ筧清澄建築士を講師にお招きし、在来工法 (戦後の木造建築)と伝統工法(戦前の木造建築)の違いや、それぞれの工法に適した耐震補強の方 法などを、実際の耐震改修の事例を交えて学びました。

今すぐにできる地震対策として、家具の固定等を 行いましょう。例えば、新聞紙をたたんでタンスの 下(前側)に敷くだけで倒れにくくなり、地震対策と して有効です。

在来工法で昭和56年以前に着工した建物(旧耐震基準の建物)の場合は、市の無料耐震診断を受けましょう。伝統工法(戦前の木造建築)の場合は、精密診断を行った上で、伝統工法に適した「限界耐力計算」による耐震補強を行うことが有効です。



筧建築設計ががきますか **筧 清澄 建築士**内御を取り

築100年以上の自宅兼事務 所も耐震補強を行いました

外観

(中村区・国登録文化財)

住宅の耐震改修のお問合せは下記まで。市の助成制度もあります!

町並み保存地区内の古い建物(戦前の木造建築): 歴史まちづくり推進室 TEL 052-972-2782

その他の建物(旧耐震基準の建物)

: 耐震化支援室

TFI 052-972-2921

伝建地区・地区計画制度を活用したまちづくりに関する要望書 全文

名古屋市長 河村 たかし 様

伝統的建造物群保存地区制度及び地区計画制度を活用したまちづくりに関する要望書

平素は、有松の歴史まちづくりにひとかたならぬお力添えを賜りますこと厚く御礼申し上げます。

さて、有松地区には、東海道沿いに江戸期から継承される全国的に見ても貴重な歴史的町並みが残されており、学術的に も高い評価を受けております。昭和五九年には、名古屋市第一号の町並み保存地区の指定を受け、名古屋市と協力しながら 町並み保存に取り組んできたところです。

しかしながら、東海道沿いの町並みを形成する町家の維持には大変な手間と費用がかかることもあり、町家の数も徐々に減少していることから、町並みをいかに後世に引き継いでゆくかが課題となっております。また、東海道の周辺地域は低層の住宅地となっておりますが、都市計画で定める建物の高さ制限が緩い場所も多く、東海道の町並みと調和した良好な住環境・景観を将来にわたって継承していくことが課題となっております。

おりしも平成二五年三月には、東海道の無電柱化が完了し、青空の広がるすっきりとした景観がよみがえりました。これを有松における町並み保存の大きな契機として捉え、名古屋市と地域住民が一体となって、より一層の町並み保存の強化に取り組んでゆく機運も醸成されております。

平成二六年五月には、名古屋市歴史まちづくり推進室より「有松歴史まちづくりニュース(特別号)」が発行され、有松町並み保存地区の具体的な見直し素案が示されましたが、これをふまえ、見直し素案の内容について地域住民への周知を図るとともに、地域住民の多数の賛同を得ております。

つきましては、有松の歴史的町並みを継承し、良好な住環境の保全を図りつつ地域の活性化に取り組むため、「有松歴史まちづくりニュース(特別号)」の素案に基づき、伝統的建造物群保存地区制度及び地区計画制度を活用したまちづくりを推進していただきますよう、要望いたします。

平成二六年一二月二四日

有松学区区政協力委員会、西町町内会、中町町内会、東町第一町内会 有松まちづくりの会、有松絞商工協同組合、有松商工会、有松桶狭間観光振興協議会

有松の歴史をいかしたまちづくりへのご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

さかざき くりなみ みずたに 名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当 : 坂崎、栗並、水谷

TEL:052-972-2782 FAX:052-972-4485 E-mail:a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

発行:名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日:平成27年2月

地域の皆さまの賛同署名とともに、要望書を市長に提出しました!(伝建地区・地区計画制度を活用したまちづくりに関する要望書・有松学区)

昨年9月から有松学区の3つの町内会(西町・中町・東町第一)が主体となって取り組んできた、有松町並み保存地区の見直しに向けた署名収集について、目標としていた8割以上の賛同が得られたことから、3町内会、有松学区、および各種団体(有松商工会・有松絞商工協同組合・有松まちづくりの会・有松桶狭間観光振興協議会)と連名で、「伝建地区・地区計画制度を活用したまちづくりに関する要望書」を取りまとめ、12月24日に河村市長に提出しました。



要望書提出の様子

河村市長からは「有松には江戸時代から続く本物の町並みが残っているので、地元と行政が協力しながら町並みを継承していきたい。古い建物を活用した飲食店をつくるなど、まちの活性化についても取り組んでいけると良い」とのコメントがありました。

※要望書の全文については裏面をご覧ください。

有松町並み保存地区の見直し原案に関する説明会・アンケート調査を実施します。

名古屋市では、有松町並み保存地区の見直し素案をもとに、これまで皆さまから頂いたご 意見を参考としながら、「有松町並み保存地区の見直し原案」の作成を進めています。

原案については、3月に公表し、下記の日程で**説明会を開催**いたします。また、**見直し対象地区内に土地・建物を所有されている方を対象としたアンケート調査**についてもあわせて 実施いたします。

見直し対象地区内にお住まいの方に対しては、アンケート調査について各戸訪問してご説明する予定ですので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

★説明会の日時と場所

日時	場所
3月15日(日)14:00~	有松小学校多目的室(プールの下)
3月16日(月)19:00~	有松コミセン(有松小学校北隣)

の原案(詳細案)について、ご説明します。

説明会では、「伝建

地区」及び「地区計画」

※各日の説明内容は同じです。

有松町並み保存地区の見直し素案に関する賛同署名の収集・アンケート調査の結果

昨年9月から有松学区の3つの町内会(西町・中町・東町第一)が主体となって取り組んできた、有松町並み保存地区の見直しに向けた署名収集については、目標としていた8割以上の賛同を達成しました。

また、昨年12月には、東丘学区・太子学区にお住まいの方、並びに見直し対象地区内に 土地・建物を所有する方で地区外にお住まいの方を対象に、有松町並み保存地区の見直し素 案に関するアンケート調査を実施し、回答を頂いた方の多くから、見直し素案について賛同 するご意見をいただきました。アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございま した。

なお、皆さまから頂いた主な意見は右のとおりです。今後とも、皆さまのご意見をふまえ ながら、見直しを進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○居住世帯(有松学区)… 賛同署名の収集

見直し対象区域 (想定)			賛同率	町内会別内訳		
			貝門平	西町	中町	東町
伝建地地区記	伝建地区	割合	85. 4%	84.2%	84.2%	87.2%
		賛同 /町内会加世帯数/ 入世帯数	82/96	32/38	16/19	34/39
	취습학교	割合	81. 5%	71.3%	90.3%	85.3%
	地区計画	養同 /町内会加世帯数/ 入世帯数	233/286	77/108	69/76	87/102

○居住世帯(太子・東丘学区) … アンケート調査

アンケート回収率 25%

見直し対象区域	区域 回答内訳			
(想定)		賛成	わからない	反対
地区計画	割合	81.0%	9.5%	9.5%
地区前凹	回答世帯数	17	2	2

○地区外居住者世帯 … アンケート調査

アンケート回収率 44%

見直し対象区域		回答内訳			
(想定)			賛成	わからない	反対
	伝建地区	割合	57.1%	28.6%	14.3%
		回答世帯数	16	8	4
	地区計画	割合	57.1%	25.0%	17.9%
		回答世帯数	32	14	10



有松町並み保存地区の見直し素案に関するご意見(一部抜粋)・

有松町並み保存の見直しについては、多くの方に肯定的な意見をいただきました。一方で、見直し案について一部不安視する声もいただきました。

- 〇有松の町並みは、江戸時代から受け継がれてきた貴重な資産であり、後世に 伝えていくべきだと思う。
- 〇隣の空地に高い建物が建つと困るので、高さ制限は必要だと思う。
- 〇制度の見直しに賛成。ハード面(町並みの整備)とソフト面(まちの活気・住み やすさ)の両方でまちづくりに取り組んでほしい。
- ○地域住民と行政が協力して、有松らしい風情ある町として活性化に取り組んでいきたい。

△建物の外観の基準を定める区域を東海道の後背地まで広げる必要はないのでは? △町並み保存とあわせて、生活道路(細街路)の整備についても取り組んでほしい。 △補助金だけではなく、古い建物を実際に活用する事例や仕組みが示されないと、 古い建物の所有者は制度の見直しに賛同しづらい。

△町並み保存地区の見直しによって、まちが活性化するとは思えない。まちの将来を 見据えた上で、制度の見直しによるメリットを分かりやすく伝えてほしい。

今後のスケジュールについて(イメージ)

3月

町並み保存地区の見直しの原案に関する説明会・アンケート (伝建地区制度の導入・地区計画の区域拡大)

平成27年度 夏~秋頃

伝建地区 及び 地区計画 の都市計画案の縦覧

秋~冬頃

伝建審議会 及び 都市計画審議会 における審議

冬~春頃

伝建地区 及び 地区計画 の決定(新制度に移行します)



※建築行為等 (新築・増改築等)の許可・届出が必要になります 新制度による修理・修景事業の実施(伝建地区内)

平成28年度 ------

国による選定(重伝建)

※手続きが順調に進んだ場合、平成28年2月頃から新制度に移行することを想定しています。

伝建地区・地区計画が決定されると、新築、改築、増築等の際には、建築確認とは別に許可・届出が必要になります。基準に適合しない建物等は、建築できなくなります。これは古い建物だけでなく、地区内のすべての建物が対象となります。